

藤沢市建築基準等に関する条例の一部改正について  
藤沢市建築基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）2月28日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市建築基準等に関する条例の一部を改正する条例  
藤沢市建築基準等に関する条例（平成30年藤沢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第44条第3項中「第110条第2号」を「第107条各号若しくは第108条の4第1項第1号イ及びロ」に改める。

第56条第1項及び第2項中「第108条の3第1項第1号」を「第108条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。